

○船舶職員及び小型船舶操縦者法

1. 案内情報

①手続名 船舶職員養成施設に係る登録事項の変更の届出（船舶職員及び小型船舶操縦者法第17条の19において準用する第17条の5）

②手続根拠 船舶職員養成施設の登録事項変更手続きについて（船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第60条において準用する第3条の7）

③手続対象者 登録船舶職員養成実施機関

④提出時期 登録した事項を変更しようとするとき

⑤提出方法

国土交通大臣が提出を求める書類を、登録船舶職員養成施設実施機関の所在地を管轄する地方運輸局を経由して国土交通大臣に提出する。

⑥手数料なし

⑦添付書類・部数 2 部

イ 登録実施機関の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名（法人のみ）に係る変更の届出：変更の年月日、内容等に関する書類（定款、寄附行為、登記簿の謄本並びに学則等）、変更内容の新旧対照表

ロ 船舶職員養成施設の種類の変更：変更の年月日、内容等に関する書類（施設及び設備の概要書及び一覧表、教員一覧表、教員の申立書等）、変更内容の新旧対照表

ハ 登録船舶職員養成事務を行う事務所の名称又は所在地の変更：変更の年月日、内容等に関する書類（定款、寄附行為、登記簿の謄本及び賃貸借契約書等）、変更内容の新旧対照表

ニ 船舶職員の養成の開始日の変更：変更の年月日、変更する理由を記載した書類

⑧届出書様式

次の事項が記載されていること（規定の様式有り）

イ 届出者の氏名又は名称、代表者の氏名及び所在地

ロ 変更しようとする事項

ハ 変更の内容（新旧）

ニ 変更予定年月日

ホ 変更の理由

⑨記載要領・記載例

届出書様式・記載要領・記載例については下記の通達参考
船舶職員養成施設の登録申請等要領（平成16年国海資第 号）
なお、詳しくは下記の各地方運輸局等にお問い合わせください。

2 . 窓口情報

北海道運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 0134-27-7189
東北運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 022-791-7524
北陸信越運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 025-244-6128
関東運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 045-211-7232
中部運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 052-952-8027
近畿運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 06-6949-6434
神戸運輸監理部海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 078-321-7053
中国運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 082-228-8794
四国運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 087-825-1190
九州運輸局海上安全環境部海技資格課 093-332-8094
沖縄総合事務局運輸部船舶職員課 098-862-1454

※受付時間については、提出先にお問い合わせ下さい。

3 . 手続情報

- ①審査基準 なし
- ②標準処理期間 1週間
- ③不服申立方法 行政不服審査法の規定による